

浜松市海外ビジネスサポートデスク

最新ニュース

2024年11月27日

海外デスク紹介



ベトナム
/ホーチミンデスク



ベトナム ホーチミンデスク（葉山）

ベトナム ホーチミンデスクは、タンソンニャット国際空港から車で40分ほど南東に位置する、ホーチミン中心部にあります。

現在日本人2名（うち日本国公認会計士1名）、ベトナム人24名（うちベトナム国公認会計士2名）の計26名で構成されており、日本およびベトナムそれぞれの国の会計・税務について専門性を持って対応することが可能です。

ホーチミンはベトナムの経済中心地であり、特にIT、サービス業が成長ドライバーとなっています。外国直接投資の受入れ額はベトナム最大であり、2023年には約50億米ドルを記録、若い労働力と消費市場の活性化が更なる成長を支え、ビジネスにとって魅力的な環境を生み出しています。

Point!!



浜松市海外サポートデスクには日本人の専門家が常駐しておりますので、日本語でのお問い合わせ・ご相談が可能です。
現地の最新の情報や、お困りごと等があればお気軽にご相談ください。

よくあるご質問

Q：ベトナムに現地法人を設立する場合の必要手続きや事前に検討しておくべき事項を教えてください。

ベトナムで外資企業が事業を開始するにあたっては、投資登録証明証（IRC）および企業登録証明書（ERC）の取得が必要です。

また業種によってはサブライセンスと呼ばれる許認可が必要なケースもあります。IRCおよびERCの取得は申請準備から発行まで2～3ヶ月程度時間を要することが一般的です。

事前の検討事項としては、社名、登記住所、定款資本金、総投資額、決算期、委任代表者（有限会社の場合）、代表者の決定等が挙げられます。

これらは全て法人申請の際に必要な情報ですが、特に社名は既に存在する会社名が使用できないため留意が必要です。

その他、総投資額は定款資本金額と将来的な長期借入枠または増資枠を合計した額で構成されますが、この金額を安易に低く設定すると後々借入や増資を行いたい場合にこの総投資額を変更申請する必要があるため、相応の手間やコストが発生してしまいます。

また委任代表者と呼ばれる資本金管理の役割を担うポジションの方の選定も必要です。

その他、外資規制の確認や資本金口座の通貨、駐在員の就労のための労働許可証取得など、要検討事項は多岐にわたります。

Point!!



ホーチミンオフィスは、現地の日本人専門家による会社設立手続きのサポートをはじめ、ベトナム進出に関する様々なサポートを行っております。また、ホーチミン近郊地域での設立サポートも可能でございます。